

久留米市企業局公告第14号

石垣ポンプ場外9施設低圧電力需給について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和4年 3月 3日

久留米市企業管理者 徳永 龍一

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 石垣ポンプ場外9施設低圧電力需給
- (2) 需給場所 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (4) 需給期間 令和4年7月検針分から令和5年6月検針分まで
- (5) 予定価格 15,530,563円（消費税及び地方消費税を含む）
入札書比較価格 14,118,694円（消費税及び地方消費税抜き）
- (6) 支払条件 前払金：無 部分払：無
- (7) 契約電力・予定使用電力量
 - ア 契約電力 323kW（各施設合計）
 - イ 契約期間中の予定使用電力量 743,464kWh（各施設合計）
- (8) 供給電気方法等「施設別概要書（別紙1）」のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、入札書の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (4) 入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。
 - ア 久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料
 - イ アを除く福岡県内 県税
- (5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条

に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(8) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(9) 久留米市内に本社を置く者、もしくは久留米市外に本社を置く者で久留米市内に支店・営業所等がある者

3 契約条項を示す場所

1 1 事務局 及びホームページに契約書（案）を掲載

4 入札方法

入札参加を希望する者は、以下の（1）に掲げる提出書類を郵送にて提出すること。ただし、オ、カは提出期限から遡って3か月以内に発行されたものに限る。

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

(1) 提出書類

ア 入札書（第1号様式）、入札内訳書（別紙3-1）

イ 入札参加資格確認申請書（第2号様式）

ウ 役員等調書及び照会承諾書（第3号様式）

エ 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けた者であることを証する書類の写し。

オ 事業所証明書の写し（久留米市内に本社を置く場合は不要）

(2) 入札書の記載

① 入札書（第1号様式）に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（従量料金単価）を根拠とし、別途提示（別紙2）する1年当たりの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した総価を入札金額とする（燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は入札においては加算しない）。

② 入札内訳書（別紙3-1）には、1ヶ月ごとの1キロワット当たりの基本料金単価、及び1キロワットアワー当たりの従量料金単価と、それぞれの基本料金、従量料金に係わる年額料金の総計を記載すること。なお、各施設の年額料金の総計は、各予定金額内訳（別紙3-2）の年額料金の総計以下とすること。

③ 入札内訳書（別紙3-1）は押印のうえ、入札書に同封して提出すること。

④ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

⑤ 入札者は、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を除く、一切の諸経費を含めた契約金額を見積もること。

(3) 提出期限

令和4年3月15日(火) 12時必着

(4) 提出先(宛先)

福岡県久留米市山本町豊田614 久留米市企業局上下水道部浄水管理センター

(5) 郵送方法

- ① 内封筒及び外封筒の二重封筒とする。
- ② 内封筒には、提出書類のうち、「ア 入札書(様式第1号)、入札内訳書(別紙3-1)」を入れ、封筒表面に業務名及び商号(名称)を記入し封印する。
- ③ 外封筒には、②の内封筒及び提出書類のうちイ～オを入れる。また封筒表面には、「入札書在中」と朱書きし、業務名及び宛先を記入する。封筒裏面には、差出人の住所、商号(名称)、代表者の職名及び氏名を記入する。
- ④ 一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送する。

5 開札

(1) 日時: 令和4年3月18日(金) 14時00分

(2) 場所: 福岡県久留米市合川町2190番地3 久留米市企業局庁舎第3会議室

(3) 立会: 入札者のうち立会い希望者(入札参加資格確認申請書に希望する旨を記載した者)を立ち合わせる(1業者1名まで)。ただし、希望者がいないときは、入札関係事務に関係の無い市の職員を立ち合わせるものとする。

(4) 落札候補者の決定

予定価格以下の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。落札候補者となるべき同価の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじにより落札候補者を決定する。落札者は落札候補者の資格及び入札内訳書(別紙3-1)を審査し決定する。

当該落札候補者が事後審査の結果、条件を満たしていないと認められた場合は、当該入札の次順位者の審査を行うものとする。以降、同じ。

(6) 落札結果の通知

落札者には決定後速やかに通知するとともに、市ホームページで公表する。

6 入札保証金に関する事項

(1) 入札保証金

入札までに、規則第6条に基づき、入札金額(入札書に記載する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の入札保証金を納めること。ただし、久留米市金銭会計規則(昭和39年久留米市規則第22号。以下「会計規則」という。)第105条に規定する有価証券又は市長が确实と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第7条に該当する場合は、免除する。

入札保証金を現金(小切手を含む。)で納付する場合、提出期限に間に合うように、

10 事務局に納付書の発行を申し出ること。

入札保証金は開札終了後に還付する。ただし、落札者にあつては、契約保証金に充当する場合を除き、契約保証金を納付した後に還付する。

7 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札参加資格のない者が入札したとき
- イ 入札金額が予定価格を超えるとき、又は最低制限価格に満たないとき
- ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき
- エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき
- オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき
- カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき
- キ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき
- ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき
- ケ 入札内訳書（別紙3-1）を提出しなかったもの、又は押印がないもの。

8 その他入札に関し必要な事項

(1) 質問の受付期間及び受付場所

- ① 受付期間：令和4年3月3日（木）から令和4年3月10日（木）
- ② 受付場所：11 事務局
- ③ 質問の提出方法：

FAX 又はメールで提出すること。また着信確認の電話連絡を行うこと。

- ④ 質問に対する回答：

令和4年3月11日（金）までにメールで回答する。また、必要に応じて市ホームページで公開する。

(2) 契約締結

落札者は、落札決定日の翌日から起算して6日以内に契約しなければならない。

- ① 契約単価は、落札者が入札書に添付した入札内訳書（別紙6-1）の単価とする。
- ② 落札者は、契約書に仕様書を袋とじたものを2部作成する。
- ③ 「契約書」は、市、契約の相手方各1部を所持する。

落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が競争入札参加資格者資格を有しなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

9 支払条件

(1) 落札者は、各施設の需要地を管轄する一般送配電事業者から当該月の電力使用量を受領し、その値により算定した使用電力量（前月の計量から当月の計量までの使用電力量をいう）を別紙4に示す請求書送付先に通知するものとする。

(2) 電力使用料支払者の検収後、落札者の定める任意の様式による請求書により、電気料

金の請求書を別紙4に示す請求書送付先に請求するものとする。請求においては燃料調整費及び再生可能エネルギー賦課金を加算する。

- (3) 電力使用料支払者は、(2)の請求があったときは、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払わなければならないものとする。ただし、落札者の供給条件に「支払い期日」の定めがある場合は、供給条件により電気料金を支払うものとする。
- (4) 使用電力量が0kWhの場合の基本料金は半額とする。

10 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。
- (4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- (5) 不正な入札があると認めるとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。
- (6) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。

11 問い合わせ先（事務局）

久留米市企業局 上下水道部 浄水管理センター

住所：〒839-0827

福岡県久留米市山本町豊田614

電話：0942-43-5826

FAX：0942-43-7910

メール：suidokan@city.kurume.fukuoka.jp